定　　款

日本信号株式会社

日本信号株式会社定款

第１章　総　　則

（商　　号）

第１条　当会社は日本信号株式会社と称する。

英文ではＮｉｐｐｏｎ　Ｓｉｇｎａｌ　Ｃｏｍｐａｎｙ，Ｌｉｍｉｔｅｄと表示する。

（目　　的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

(1) 鉄道信号、保安、線路および海陸一般信号用品の製造および販売

(2) 電気機械器具の製造および販売

(3) 通信ならびに電子機械器具の製造および販売

(4) 合成樹脂成型品の製造および販売

(5) 計器の製造および販売

(6) 防災機器の製造および販売

(7) 兵器の製造および販売

(8) 前各号に関する工事、設計および監督

(9) 管工事の施工、設計および監督

(10)不動産の売買、賃貸借および管理

(11)スポーツ施設の経営

(12)前各号に関連する附帯事業

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

（機関）

第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

(1)取締役会

(2)監査役

(3)監査役会

(4)会計監査人

（公告の方法）

第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。

ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第　2　章　　株　　式

（発行可能株式総数）

第６条　当会社の発行可能株式総数は、2億株とする。

（単元株式数）

第７条　当会社の単元株式数は、100株とする。

（単元未満株主の権利）

第８条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

（単元未満株式の買増し）

第９条　当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

（株式取扱規程）

第10条　当会社の株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の権利の行使に関する手続は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

（株主名簿管理人）

第11条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

３　株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

第　3　章　　株　主　総　会

（株主総会の招集）

第12条　定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要ある場合に招集する。

（定時株主総会の基準日）

第13条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

（決議の方法）

第14条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2　会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

（株主総会の議長）

第15条　株主総会の議長は、あらかじめ取締役会が定める代表取締役がこれに当たる。

2　当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

（電子提供措置等）

第16条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（議決権の代理行使）

第17条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2　株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第　4　章　　取締役および取締役会

（取締役の定員）

第18条　当会社の取締役は、9名以内とする。

（取締役の選任）

第19条　取締役は株主総会において選任する。

2　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3　取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第20条　取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（代表取締役、役付取締役）

第21条　取締役会は、その決議により代表取締役若干名を選定する。

2　取締役会は、その決議により取締役会長、取締役副会長、取締役社長および取締役副社長を定めることができる。

（報酬等）

第22条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役会の招集通知）

第23条　取締役会の招集通知は会日の3日前までに各取締役および各監査役に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

（取締役会規程）

第24条　取締役会に関する事項については、法令またはこの定款に定めるもののほか、取締役会の定める取締役会規程による。

（取締役会の決議の省略）

第25条　当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役との責任限定契約）

第26条　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

（顧問または相談役）

第27条　取締役会で、その必要を認めたときは顧問または相談役を置くことができる。

第　5　章　　監査役および監査役会

（監査役の定員）

第28条　当会社の監査役は5名以内とする。

（監査役の選任）

第29条　監査役は株主総会において選任する。

2　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）

第30条　監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤の監査役）

第31条　監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。

（報酬等）

第32条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役会の招集通知）

第33条　監査役会の招集通知は会日の3日前までに各監査役に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

（監査役会規程）

第34条　監査役会に関する事項については、法令またはこの定款に定めるもののほか、監査役会の定める監査役会規程による。

（監査役との責任限定契約）

第35条　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第　6　章　　計　　算

（事業年度）

第36条　当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第37条　当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

（剰余金の配当の基準日）

第38条　当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2　当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

3　前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（除斥期間）

第39条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

第　7　章　　買　収　防　衛　策

（買収防衛策の導入等）

第40条　当会社の株主総会は、当会社の株式の大量取得行為に関する対応策（以下「買収防衛策」という。）の導入、変更、継続及び廃止に関する決議を行うことができる。

2　前項に定める買収防衛策とは、当会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって支配されることを防止するための取組みとして事前に定めるもののうち、当会社の発行する株式その他の権利の大規模な買付行為等を行おうとする者に対して当会社が遵守を求める手続ならびに大規模な買付行為等に関して当会社が行う対抗措置の要件、手続、内容等の定めをいう。

3　第1項に規定する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（附則）

1．定款第16条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70 号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。

2．前項の規定にかかわらず、施行日から６か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。

3．本附則は、施行日から６か月を経過した日または前項の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

（１９５３年１２月２６日改正）
（１９５５年１２月２７日改正）
（１９５６年　９月２０日改正）
（１９５７年　６月２８日改正）
（１９５８年　６月２７日改正）
（１９６０年１０月２４日改正）
（１９６１年１２月２７日改正）
（１９６２年　６月２８日改正）
（１９６３年　６月２６日改正）
（１９６３年１２月２３日改正）
（１９６４年　６月２９日改正）
（１９６５年　６月２８日改正）
（１９６８年１２月２６日改正）
（１９７２年　６月２６日改正）
（１９７３年　６月２７日改正）
（１９７３年１２月２５日改正）
（１９７４年　６月２７日改正）
（１９７４年１２月２６日改正）
（１９８３年　１月２８日改正）
（１９８４年　１月３０日改正）
（１９８７年　１月３０日改正）
（１９８８年　６月２９日改正）
（１９９１年　６月２７日改正）
（１９９４年　６月２９日改正）
（１９９５年　６月２９日改正）
（１９９８年　６月２６日改正）
（１９９９年　６月２９日改正）
（２００１年　６月２８日改正）
（２００２年　６月２６日改正）
（２００３年　６月２６日改正）
（２００４年　６月２５日改正）
（２００６年　６月２８日改正）
（２００６年　７月　１日改正）
（２００７年　６月２６日改正）
（２００８年　６月２５日改正）
（２００９年　６月２４日改正）
（２０１０年　１月　６日改正）
（２０１０年　６月２４日改正）
（２０１４年　６月２５日改正）
（２０１５年　６月２４日改正）

（２０１７年　６月２３日改正）
（２０２２年　６月２４日改正）